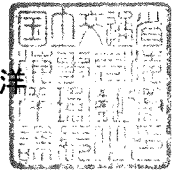


国海環第142号
令和4年3月3日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋



二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する
基準を定める省令の一部改正について（周知）

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号）の一部改正が別添のとおり令和4年3月1日に公布されたので、ご了知頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

○国土交通省
環境省令第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百二十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月一日

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年^{国土交通省}環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫
環境大臣 山口 壯

改正後

(二酸化炭素放出抑制指標の基準)

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準(同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準)とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準	
		略	略
一 (略)	Gtが八万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が119,588 $\frac{Gt}{60000}$ 以下であること。	二酸化炭素放出抑制指標の値がGtが二万五千トン以上八万五千トン未満の船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十二第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が170,84Gt $\frac{Gt-25000}{60000}$ (1-0.3 $\frac{Gt-25000}{60000}$)以下であること。	
三・四 (略)	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が784Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	二酸化炭素放出抑制指標の値がDwが一万五千トン以上一萬五千トン未満の船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十二第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が896Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	
五 液化ガスばら積船	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が1577.59Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	二酸化炭素放出抑制指標の値がDwが一万トン以上の船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十二第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が1577.59Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	
六 液化天然ガス運搬船	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が1577.59Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	二酸化炭素放出抑制指標の値がDwが一万トン以上の船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十二第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が1577.59Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	
七 ばら積貨物船	Dwが二十七万九千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が769,432 \times (279000) $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	二酸化炭素放出抑制指標の値がDwが二十七万九千トン以上の船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十二第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が769,432 \times (279000) $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	

改正前

(二酸化炭素放出抑制指標の基準)

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準(同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準)とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準	
		略	略
一 (略)	Gtが八万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が136,672Gt $\frac{Gt}{60000}$ 以下であること。	二酸化炭素放出抑制指標の値がGtが二万五千トン以上八万五千トン未満の船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が170,84Gt $\frac{Gt-25000}{60000}$ (1-0.2 $\frac{Gt-25000}{60000}$)以下であること。	
三・四 (略)	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が896Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	二酸化炭素放出抑制指標の値がDwが一万トン以上の船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が896Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	
五 液化ガスばら積船	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が1802.96Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	二酸化炭素放出抑制指標の値がDwが一万トン以上の船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が1802.96Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	
六 液化天然ガス運搬船	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が1802.96Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	二酸化炭素放出抑制指標の値がDwが一万トン以上の船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が1802.96Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	
七 ばら積貨物船	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が769,432Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	二酸化炭素放出抑制指標の値がDwが二万トン以上の船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。
		二酸化炭素放出抑制指標の値が769,432Dw $\frac{Dw}{60000}$ 以下であること。	

十四 (略)	備考 (略)	(略)	Dwが二十万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が 87.11Dw ^{-0.20} 以下であること。
			Dwが十二万トン以上 二十万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が 95.821Dw ^{-0.20} 以下であること。
十三 一般貨物船	九、十二 (略)	Dwが一万五千トン以上 三万五千トン未満	Dwが八万トン以上十 二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が 104.532Dw ^{-0.20} 以下であること。
			Dwが四万トン以上八 万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が 113.243Dw ^{-0.20} 以下であること。
十四 (略)	備考 (略)	(略)	Dwが一万五千トン以 上四万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が 121.954Dw ^{-0.20} 以下であること。
			Dwが一万トン以上一 万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が 174.222Dw ^{-0.20} (1 - 0.15 Dw - 5000) 以下であること。
十四 (略)	備考 (略)	(略)	Dwが二十万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が 139.376Dw ^{-0.20} 以下であること。
			Dwが十二万トン以上 二十万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が 139.376Dw ^{-0.20} 以下であること。
十三 一般貨物船	九、十二 (略)	Dwが一万五千トン以 上	Dwが八万トン以上十 二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が 91.358Dw ^{-0.20} 以下であること。
			Dwが四万トン以上八 万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が 91.358Dw ^{-0.20} 以下であること。
十四 (略)	備考 (略)	(略)	Dwが一万五千トン以 上	二酸化炭素放出抑制指標の値が 107.48Dw ^{-0.20} (1 - 0.15 Dw - 3000) 以下であること。
			Dwが三万トン以上一 万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が 107.48Dw ^{-0.20} (1 - 0.15 Dw - 3000) 以下であること。

1 (施行期日)
この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和四年九月三十日以前に建造に着手されたもの)であつて、令和八年三月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。